

短期金融市場取引活性化研究会

平成 18 年度

平成 18 年度 取り纏め

(平成 18 年 4 月 ~ 平成 19 年 3 月)

平成 19 年 4 月

目次

. 平成 18 年度議題一覧	1
. 平成 18 年度検討事項	
1 . 短期金融市場の機能向上について	3
2 . 次世代 RTGS 後の市場慣行整備について	6
3 . 日本銀行への要望事項取り纏めについて	7
4 . BCP (Business Continuity Plan : 業務継続計画) 対応について	8
5 . その他	8
. 付属資料	
【短期金融市場の機能向上 関連】	
1 - 1 . 短期金融市場での円滑な資金の循環に向けた課題と対応	
1 - 2 . 短期金融市場の機能向上について	
1 - 3 . 有担保コール取引のバーゼル における取扱いについて	
1 - 4 . 有担保コール取引市場慣行の見直しについて	
【次世代 RTGS 後の市場慣行整備 関連】	
2 . 次世代 R T G S 後の市場慣行 < 暫定版 >	
【日本銀行への要望事項取り纏め 関連】	
3 . 市場運営に関する日本銀行への要望事項	
【平成 18 年度短取研メンバー】	
4 . 平成 18 年度短取研メンバー	

．平成 18 年度議題一覧

<p>第 1 回 (4 月 21 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度 短取研検討事項取り纏め報告 ・今年度の短取研の運営について 今年度の研究・検討事項について 今年度の短取研運営に関するアンケート調査 ・【報告】日本銀行のオペレーションについて
<p>第 2 回 (5 月 25 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の短取研の運営について ・短期金融市場の機能向上について 円滑な資金の循環に向けたアンケート調査 ・市場運営に関する日本銀行への要望事項に関するアンケート調査 ・【報告】金融機関への国庫金振込資金の交付時刻繰り上げについて ・【報告】『日銀当座預金増減要因と金融調節』の公表方式の変更等に関するお知らせ
<p>第 3 回 (6 月 26 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代 RTGS への対応検討 次世代 RTGS プロジェクト通信 創刊号（日本銀行） 市場慣行に関する論点整理（たたき台）及びアンケート調査 ・円滑な資金の循環に向けたアンケート結果 ・【報告】短期金融市場 BCP の共同訓練計画等について（全銀協） ・【報告】日銀ネット端末の送信権限者およびオペレータに関する登録情報の取扱い変更の件
<p>第 4 回 (7 月 24 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場運営に関する日本銀行への要望事項に関するアンケート結果 ・次世代 RTGS 後の市場慣行アンケート結果と論点整理（案） ・短期金融市場の機能向上について 円滑な資金の循環に向けた対応の検討 ・【報告】オペ入札におけるレート刻み幅の変更について
<p>第 5 回 (8 月 24 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融市場レポート（追録）」について（日本銀行） ・市場運営に関する日本銀行への要望事項についての検討 ・次世代 RTGS 後の市場慣行について（中間取り纏め案） ・【報告】短期金融市場 BCP 発動時（8 月 14 日）の対応等について（全銀協）
<p>第 6 回 (9 月 25 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場運営に関する日本銀行への要望事項について（最終案） ・次世代 RTGS 後の市場慣行について（中間取り纏め案）

<p>第7回 (10月26日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代 RTGS への対応検討 次世代 RTGS プロジェクト通信 第2号(日本銀行) 市場慣行等に関する論点整理案及びアンケート調査 ・市場運営に関する日本銀行への要望事項の提出報告 ・【報告】短期金融市場 BCP のウェブサイト共同訓練結果等について (全銀協)
<p>第8回 (11月24日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代 RTGS 後の市場慣行等に関するアンケート結果 ・短期金融市場の機能向上・活性化に向けたアンケート調査 ・【報告】全銀協 TIBOR リファレンス・バンクの定例見直しについて (全銀協)
<p>第9回 (12月22日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場運営に関する日本銀行への要望事項について(日本銀行 回答) ・短期金融市場の機能向上・活性化に向けたアンケート結果及び対応検討 ・次世代 RTGS 後の市場慣行についての検討 【報告】短資取引約定確認システムの利用料金について(短資協会) 【報告】証券保管振替機構「CP 小委員会」関連(12/11 開催)
<p>第10回 (1月24日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「有担保コール取引のバーゼル における取扱いについて」の説明 ・短期金融市場の機能向上について 有担保コール取引の課題等に関する検討 ・次世代 RTGS 後の市場慣行についての検討及びアンケート調査
<p>第11回 (2月22日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有担保コール取引の市場慣行見直しの検討 ・「短期金融市場の機能向上への取組み」について(日本銀行) ・次世代 RTGS 後の市場慣行について(年度取り纏め案) ・【報告】短資取引約定確認システムの利用料金について(短資協会) ・【報告】投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧について ・【報告】全銀協 TIBOR リファレンス・バンクの定例見直し結果について(全銀協)
<p>第12回 (3月22日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有担保コール取引について ・次世代 RTGS 後の市場慣行について(年度取り纏め案) ・【報告】日本銀行「レポ指標レートに関する検討ワーキング・グループ」関連(2/23、3/13 開催) ・【報告】証券保管振替機構「CP 小委員会」関連(3/19 開催) ・平成18年度 短取研検討事項取り纏め報告

．平成 18 年度検討事項

1 ．短期金融市場の機能向上について

平成 18 年 3 月の量的緩和政策解除を受けて始まった平成 18 年度は、4 月以降徐々に日銀当座預金残高の水準が引き下げられた後、7 月には政策金利が概ねゼロ%から 0.25%へ、更に、平成 19 年 2 月には 0.50%へ引き上げられた。日本銀行のオペレーションにより大量の資金供給を受ける状況が 5 年にわたり続いた後であり、短期金融市場では、それぞれの取引手段において金利により資金偏在を調整していくという本来の機能を取り戻すことが主要な課題となった。

4～6 月の日銀当座預金残高の水準が引き下げられる過程において、コール市場やレポ市場等でロンバート金利（0.10%）に並ぶ水準の取引も散見される中、短取研では、まず、クレジットライン整備状況等の調査を行い、円滑に資金が循環していくための課題を整理した。

その後、7 月のゼロ金利政策解除を受けた金利上昇により、コール市場等での資金過不足調整機能が回復し各金融機関が保有する余剰の日銀当座預金も徐々に削減された。こうした中、短取研では、11 月に機能回復の状況と、一層の機能向上への問題意識についての調査を実施し、その結果も踏まえ 12 月には主として有担保取引の整備に関してディスカッションを行なった。

有担保コール取引の整備における重要項目のひとつである担保掛け目の見直しについて、12 月時点では様々な意見があったものの、自己資本比率規制「バーゼル」(平成 19 年 3 月期から実施)後はリスクアセット取扱いの変更により取り手が有担保調達を敬遠しかねないとの危惧もあり、1 月に再度議論した結果、3 月末にかけて円滑な市場取引を行う観点から、有担保コール取引の担保掛け目等の見直しを行うことで認識を共有した。

進め方としては、最大の出し手業態である信託銀行等と短取研幹事が中心となって原案を作成し、短取研メンバーを經由して各業態内で検討する形とした。2 月短取研での検討の結果、担保掛け目の見直し内容、短資協会ホームページへの担保割れ銘柄に関する情報掲載、実施時期等について意見集約に至った。

尚、バーゼルにおける有担保コール取引の取扱いについては、関係者の協力を得て、1 月に「バーゼルにおける有担保コールの取扱いについて」にてリスクアセットの考え方について纏めた。同時に、短取研メンバーから各業態内で周知することにより、3 月末に向けた短期金融市場の安定を目指すこととした。

平成 18 年度として下記（1）から（3）について検討し、日本銀行とも意見交換等を行った。

（1）円滑な資金の循環に向けた対応検討（5～7 月）

短期金融市場での「すくみ」を回避し、円滑に資金が循環するための課題への対応を検討する目的で、短取研メンバー等にアンケートを実施し（5 月）、以下の課題を取り纏めた（7 月）。対応については、クレジットラインやリスクアセットの制約が存在する中での担保の準備について取り手に推奨した他、資金運用の拡大等については金利上昇のタイミングと重なったことから出し手の行動変化を見守る位置付けとした。

(短期金融市場での円滑な資金の循環に向けた課題)

各市場参加者における余剰日銀預け金の更なる削減に向けた取組み
コール、債券レポ市場等の金利上昇を受けた資金運用拡大
午後遅い時間帯 (夕刻) 取引活性化の検討
市場の構造変化を踏まえたクレジットラインの継続的な見直し
クレジットラインやリスクアセットに制約が存在する中での、担保の準備
コール取引、債券レポ取引活性化に向けた市場での取組み

(2) 機能向上・活性化に向けた検討 (11 ~ 3 月)

7 月のゼロ金利政策解除後数か月が経過したことから、7 月に取り纏めた課題 (前掲 (1))
について金利上昇を受けての変化や機能向上を図っていく上での方策等について、短取研メン
バー等にアンケートを実施した (11 月)。また、アンケート結果を踏まえ、主として有担保取
引に関する整備の方向性についてディスカッションを行なった (12 月)。

アンケート結果やバーゼル における有担保コール取引の取扱いを踏まえ、短期金融市場の
機能向上にむけて纏めた市場参加者のニーズや課題は以下の通り (1 月)。尚、有担保コール取
引の担保等に関する課題と対応については後掲 (3) で纏める。

無担保コール取引

- ・クレジットラインの継続的な見直し
- ・ターム物取引の活性化

有担保コール取引

- ・担保掛け目や担保の評価のあり方、受け渡し方法等についての継続的な検討

債券レポ取引 (資金取引面から)

- ・市場参加者の広がり
- ・市場情報インフラ面の充実

OIS (オーバーナイト・インデックス・スワップ)

- ・市場情報インフラ面の充実

翌日物金利を対象とする金利先物

- ・対象とする市場等に関する市場参加者ニーズの整理

尚、債券レポ取引の市場情報インフラ面については、日本銀行「レポ指標レートに関する
検討ワーキング・グループ」において「集計レポレート」見直しの検討が進められている。

(3) 有担保コール取引に関する課題と対応検討 (12 月 ~ 3 月)

有担保コール取引のバーゼル における取扱いについて (1 月)

「有担保コール取引のバーゼル における取扱いについて」を関係者の協力を得て纏め、

取り手にリスクアセットが発生すること等について短取研メンバーに説明した。説明に際し、日本銀行、全国銀行協会等の担当者を招き意見交換を行なうとともに、幹事より各業態内での周知を依頼した。

有担保コール取引の市場慣行の見直しについての検討（12～3月）

有担保取引の整備に関するディスカッションでは、有担保コール取引について特に取り手の拡大が課題である点で共通認識が得られたものの、取引活性化への方策として担保掛け目見直しの有効性については様々な意見があった。低金利の状況に変化があれば、新たなニーズが見えてくるのではないかとの意見も見られた（12月）

しかしながら、上記 パーゼル における取扱いを踏まえると、有担保コール市場での資金調達を回避する動きが出ないとも限らず、市場機能の低下が懸念されることから、出し手と取り手のリスクバランスの平準化、公平化を進めるとともに、担保利用の効率化による市場活性化を図るため、担保掛け目の見直しの検討を行うことを幹事より提唱した。これに対し、期末に向けて円滑な市場取引を行っていく観点から出し手を含めた短取研メンバーから賛同が得られた（1月）

これを受けて、最大の出し手業態である信託銀行、最大の取り手業態である都市銀行、仲介業者である短資会社、日本銀行、短取研幹事で検討のたたき台となる原案を作成し、短取研メンバーを経由して各業態内で検討した上で、短取研の場で市場慣行見直しについて議論した。幹事は 担保掛け目を見直し、期末前の3月19日より実施すること、担保割れ銘柄に関する情報を短資協会のホームページに掲載していくこと、今後も定期的或いは政策金利変更時等に市場慣行見直しの検討を行っていくこと、等の意見を取り纏めた（2月）

（4）日本銀行との意見交換等（8、12、1、2月）

短期金融市場の機能向上についての課題認識は日本銀行とも共通する点があり、日本銀行金融市場局の担当者を招き、「金融市場レポート（追録）」等公表資料、短期金融市場の機能向上への取組み等についての説明を受け、意見交換を行なった。

日本銀行が平成19年2月より半年間程度を目途として進める短期金融市場の機能向上への取組みでは、短取研で10月に取り纏め日本銀行に提出した要望事項（後掲3．参照）への対応の検討も含まれることとなった。具体的には、市場関連のデータ整備に向けた実務的検討や日本銀行との国債の決済・受渡し事務の外部委託を可能とするための日銀ネットのシステムメンテナンス等が進められることとなった。また、有担保コール市場における担保取扱いの見直しに向けた短取研等での取組みをサポートする旨表明された。

日本銀行ホームページ参照

「短期金融市場の機能向上への取組み」コーナー

<http://www.boj.or.jp/theme/psys_seibi/kiban/stmb/tanki/index.htm>

2. 次世代 RTGS 後の市場慣行整備について

日銀当座預金決済について、平成 13 年（2001 年）1 月にそれまでの時点ネット決済から RTGS に全面移行したが、その後の環境変化を踏まえ、日本銀行は平成 18 年（2006 年）2 月に次世代 RTGS 構想の具体化に着手する旨公表した。同年 6 月以降、「次世代 RTGS プロジェクト通信」等による情報提供を経て、同年 12 月に第 1 期対応（2008 年度中を目処）にかかる日銀ネットの具体的な仕様が示された。（*）

短取研では、現行 RTGS 下のコール取引等市場慣行を取り纏めているが、次世代 RTGS 後も市場が円滑に機能すべく、市場参加者行動のあり方について検討した。その過程では、日本銀行決済機構局の担当者を招き、市場慣行に関しての日本銀行の考え方、日銀ネット仕様の検討状況、「当座勘定（同時決済口）」で決済する取引に関する考え方等についての説明を受け、意見交換を行った（6、10 月）。

平成 18 年 9 月には、短取研での検討内容について、基本的な考え方や市場慣行骨子を中心に中間取り纏めとして整理した。その内容が、前記「次世代 RTGS プロジェクト通信 第 2 号」に掲載され、日本銀行ホームページで公表された（10 月）。（**）

中間取り纏め実施後、具体的な検討を進め、平成 19 年 3 月に第 1 期対応に向けた市場慣行の年度取り纏めを行なった。本取り纏めの内容は、現行の市場慣行をベースとして、日本銀行から公表された情報等を踏まえ必要な検討を行なったものであるが、今後予定されている総合運転試験への対応や結果等を踏まえ平成 19 年度以降も修正・追加されていく可能性もあり、暫定版の位置付けである。

（*、**：平成 19 年 3 月 30 日に日銀ネットの具体的な仕様（第 2 版）、次世代 RTGS プロジェクト通信 第 3 号が日本銀行ホームページに掲載された。）

（1）検討事項（5 月～3 月）

- ・次世代 RTGS 後の市場取引の決済に関する基本的な考え方
- ・「当座勘定（同時決済口）」を決済口座として利用する取引
- ・コール取引に関する慣行
- ・NCD 取引に関する慣行

（2）全国銀行協会事務委員会大口決済制度検討部会での報告（3 月）

全国銀行協会事務委員会大口決済制度検討部会において、短取研での市場取引に関する慣行の検討状況を報告した。

（3）留意事項

本年度の取り纏めは暫定版の位置付けであり、最終版策定に向けて以下の課題への対応を残している。

- ・NCD 取引について現行の当預時間帯決済を含めた適切な決済時間についての検討継続
- ・2008 年度に予定されている総合運転試験への対応や結果等を踏まえた必要な見直し

3．日本銀行への要望事項取り纏めについて

平成 18 年度においても、市場運営に関する日本銀行への要望事項に関して短取研メンバー等へのアンケート調査を実施（5 月）し、市場でのニーズが強く、且つ、実現した場合に円滑な市場運営に資するものという観点から、以下の 3 テーマ、7 項目についての要望書を日本銀行に提出した（10 月）。

その後、12 月に同行より回答を受けたが、2 月に同行が公表した「短期金融市場の機能向上への取組みについて」の中で、改めて、上記要望書記載の一部項目（下記＊を記した項目）について実現に向けた検討を進める旨説明された。

（1）オペ・担保関連

- ・買現先オペなど国債系オペにおける対象銘柄の拡大
- ・オペ対象先選定の募集時期の統一
- * ・決済の階層構造化実現に向けた預り口からの共通担保差入

（2）日銀ネット、システム関連

- ・日本銀行ホームページに掲載される日本銀行金融ネットワークシステム利用細則等への通知番号（日銀業 号）の掲載
- ・次世代 R T G S に関する前広な情報の提供

（3）その他

- ・国庫金振込の取扱いについて、振込時間の更なる繰上げ、或いは、振込金額の事前情報提供
- * ・短期金融市場等に関する公表についての拡充
 - ターム別取引状況の公表拡充（「コール市場残高」等）
 - 日銀当座預金の業態別残高の公表
 - 現在、午前 9 時 20 分頃に公表されている準備預金残高見込みの公表時間前倒し

尚、（3）その他「国庫金振込の取扱いについて、振込時間の更なる繰上げ、或いは、振込金額の事前情報提供」についての日本銀行回答では、「財務省会計センターから日本銀行が振込明細データを受領する時間が支払当日の朝であり、その後の全銀センターも含めた事務対応を踏まえると、振込時間を現状の「13 時 50 分頃」より繰上げることは現時点で困難である。従って、振込金額の事前情報提供も難しい旨理解を得たい。」との説明があった。

4 . BCP(Business Continuity Plan : 業務継続計画)対応について

平成 14 年度に短取研で検討が開始された短期金融市場 BCP は、その後、全国銀行協会（以下全銀協）で具体的検討が進められ、平成 18 年 4 月より全銀協にて運営開始された。BCP ウェブサイトは全銀協会員銀行以外の短期金融市場参加者も含め活用されている。

本年度の短取研では、全銀協で運営する BCP 連絡会やマネー・マーケット検討部会での BCP ウェブサイトに関する共同訓練（9 月）の検討・実施状況等をフォローした（6 月～10 月）。全銀協より BCP ウェブサイト共同訓練には 168 機関が参加したとの説明があった。

（尚、BCP 連絡会と短取研ではメンバーの重なり度合いは高いものの、BCP 連絡会メンバーは BCP 体制参加者であり、本年度は完全には一致していない。）

5 . その他

（1）日本銀行「レポ指標レートに関する検討ワーキング・グループ」に関する報告（3 月）

日本銀行が進める短期金融市場の機能向上への取組みの一つとして設置された「レポ指標レートに関する検討ワーキング・グループ」へ短取研幹事としてオブザーバー参加し、会合の様子について短取研メンバーに報告した。

（2）証券保管振替機構「CP 小委員会」に関する報告（12、3 月）

（3）その他の報告事項（4～2 月）

- ・日本銀行のオペレーションについて（「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の制定等、CP 等買現先オペにおける当日入手玉の対象化）
- ・金融機関への国庫金振込資金の交付時刻繰り上げについて
- ・『日銀当座預金増減要因と金融調節』の公表方式の変更等に関するお知らせ
- ・日銀ネット端末の送信権限者およびオペレータに関する登録情報の取扱い変更の件
- ・オペ入札におけるレート刻み幅の変更について
- ・全銀協 TIBOR リファレンス・バンクの定例見直しについて（全銀協）
- ・短資取引約定確認システムの利用料金について（短資協会）
- ・投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧について（住友信託銀行）

以 上

【平成 18 年度 7 月 短取研資料】

平成 18 年 7 月 24 日

短期金融市場での円滑な資金の循環に向けた課題と対応

短取研幹事

1. 円滑な資金の循環に向けた課題

本研究会では、当座預金残高水準の引き下げに伴う「すくみ」を回避すべく、短期金融市場での円滑な資金の循環に向けたアンケートを実施し、以下の課題を認識した。会合での意見交換や追加意見等を踏まえ本テーマについて以下の通り取り纏め致したい。

各市場参加者における余剰日銀預け金の更なる削減に向けた取組み コール、債券レポ市場等の金利上昇を受けた資金運用拡大（出し手） 午後遅い時間帯（夕刻）取引活性化の検討 市場の構造変化を踏まえたクレジットラインの継続的な見直し（出し手） クレジットラインやリスクアセットに制約が存在するなかでの、担保の準備（取り手） コール取引、債券レポ取引活性化に向けた市場での取組み
--

2. 課題への対応

上記 1. 課題への対応を以下の方向と致したい。

(1) 課題 ~ について

- ・課題 1 のコール金利等の上昇については 7 月 14 日にゼロ金利政策解除の決定がなされ、無担保コール 0/N 金利の誘導目標が 0.25%に引き上げられたことにより早期に実現した。
- ・今般のゼロ金利政策解除に伴う金利上昇により、出し手の資金運用拡大に繋がれば、比較的早い段階で課題 1 の余剰日銀預け金残高の縮減に結びつく可能性が出てきた。
- ・また、今後は、日中の金利変動の拡大が見込まれる（通常は夕刻にかけて金利が低下する）中で、課題 1 の夕刻取引も徐々に増加することも想定され、延いては資金運用拡大による効果と同様、当座預金残高の効率的な運営の一手段として浸透していくことも期待できる状況となった。
- ・従って、課題 2 ~ について、当面は金利上昇による市場参加者の行動変化を見守ることとし、取引活性化の状況を踏まえ、対応を検討していくこととしたい。

(2) 課題 について

- ・平成 17 年度下期以降、金融政策の変更も踏まえて、ひと通り見直されたであろうクレジットラインの再拡大には、取引実績の積み重ねなど相応の時間を要すると思われることから市場参加者の継続的な対応が望まれる。
- ・クレジットラインの状況については、今後、計量的な調査結果の記述が見込まれる日本銀行金融市場局のレポートなども参考として認識共有を図っていきたい。

(3) 課題 について

- ・市場機能が回復途上にある中で、金利機能のみで対処できない状況や、期末などのリスクアセットが意識される場面では、有担保取引が求められることも想定されることから、着実な担保準備が望ましいものと思料。本課題は取り手への推奨的位置付けと致したい。

(4) 課題 について

- ・コール市場と債券レポ市場の連動性は高まっているが、一方で、債券レポ金利の急上昇により補完貸付の利用が増加するなど、市場間の裁定機能が不十分な面も伺える。今後については、コール市場と債券レポ市場の関係を整理し、取引活性化に向けて議論・検討致したい。

3. 日本銀行の金融調節等への要望、意見について

- ・日本銀行に対しても、金融調節や、補完貸付の利用について、委員からの要望や意見を伝達した。
- ・7月本研究会においても、日本銀行へ伝達することを前提に「日本銀行金融調節等への要望、意見」を作成。
- ・7月14日の金融政策変更により、補完貸付に適用される基準金利は0.40%に引き上げられる一方、上記で伝達した要望にも含まれていた借入に係る利用日数上限への臨時措置が継続され、当面制限されないことが発表された。
- ・金利機能はとりあえず復活したものの短期金融市場の機能回復は中途段階であり、日本銀行の金融調節や補完貸付への期待が高いことから、引き続き要望や提言などを適切に伝えていくこととしたい。

以 上

【平成 18 年度 1 月 短取研資料】

平成 19 年 1 月 24 日

短期金融市場の機能向上について

短取研幹事

本年度短取研では、金融政策の変更を受けた短期金融市場参加者の意識や行動を確認しつつ、機能回復面、取引活性化面について議論・検討してきた。昨年 12 月に結果を纏めた「短期金融市場の機能向上・活性化に向けたアンケート」(別紙 1 参照)では、クレジットライン整備や余剰日銀預け金の削減がかなり進捗しており、基本的な機能回復について確認できたとともに、今後の活性化に向けて多くの貴重な意見が寄せられた。また、12 月の会合では、主として有担保取引についての課題や、本研究会での取扱いの方向性をテーマにディスカッションを行なった。(別紙 2 参照)

これまでの議論や、アンケートでの意見を踏まえ現時点で認識される課題や対応の方向性について以下に整理した。

1. 無担保コール取引

無担保コール市場の機能回復状況についてクレジットライン整備という観点から見ると、本研究会で昨年 5 月に実施したアンケート調査でその進展が見られていたが、一般のアンケートでもその状況がより鮮明となった。

また、ターム物取引について 1 ヶ月を越える期間の取引は未だ活発とは言えないが、今後、補完貸付金利とコール金利の差が拡大すれば自然と活性化してくることも考えられる。

【今後の課題】

- クレジットラインの継続的見直し

整備が進展したとはいえ、資金取り手の立場からは都市銀行、地方銀行などに対してクレジットラインの枠拡大への期待がアンケート回答で示されている。資金の出し手としても取引の活発な外国銀行や地方銀行向けのクレジットライン整備が一層の活性化への課題と見られる。

- ターム物取引の活性化

ターム物取引の直接的な活性化策はアンケート回答のなかでも見当たらない。更なる金利上昇により自然な増加も見込まれるが、インフラ的側面の対応として、取引状況やオファー・ビット等の情報拡充が有効との意見もあり、各種公表データについて活性化に資する観点から見直し検討の余地がある。

2. 有担保コール取引

T+0 決済で利便性の高い取引にも拘らず取引参加者の広がりが限定的であり、特に出し手にとって取り手拡大への期待が強い。12 月本研究会におけるディスカッションでは、担保の取扱い等を見直すことにより一層利便性を高めることを検討するか、或いは、更なる金利上昇によるニーズの高まりも見込まれる中で自然体とするかなど様々な意見があった。

しかし乍ら、バーゼル という制度変更の要素を加えた場合には、市場の安定性などの観点から以下の課題と対応の方向性が見えてくる。

<バーゼル における取扱い>

2007 年 3 月末から実施されるバーゼル の金融庁告示によれば、有担保コール取引について資金の出し手だけでなく資金の取り手も信用リスク認識をする必要が出てくる。

一方、レポ取引については、法的に有効な相対ネットティング契約下であることなど一定の条件の下でリスクアセットを計上しないことが可能。

(ご参考) 金融庁 HP http://www.fsa.go.jp/policy/basel_ii/index.html 等

【今後の課題】

発生するリスクアセット金額等を踏まえ、各市場参加者が判断することになるが、以下の対応を考えていく必要がある。市場参加者は、制度変更による市場への極端な影響の発生を抑制するよう冷静に行動することが肝要。

(1) バーゼル 適用開始の 3 月末に向けた短期的な対応

現時点で考えられる対応の方向性は以下の通り。

- 有担保コール取引のバーゼル における取扱いについて本研究会(1 月会合)にて説明。特に有担保コール取引を行っている業態の委員は各業態内で周知。
- 各市場参加者において対応を検討し、市場の安定的な運営の観点から、できるだけ有担保コール取引相手先とも対応を検討。
- 市場全体での対応事項(担保掛け目の見直し等)については、可否も含めて本研究会で検討。
- 期末における資金取引の円滑化を図る等の観点から、必要に応じて日本銀行とも相談。

(2) 機能向上に向けた中期的な課題

- 今回の制度変更は、有担保の資金取引における資金調達者と資金運用者の間におけるリスクの平準化の契機となるもの。

- T+0の利便性の高い有担保資金取引としての特性を持つ有担保コール市場は、引続き有用。
- バーゼル の導入という環境変化への対応や取り手の拡大を通じる市場の活性化といった観点を踏まえて、来年度においても、本研究会において担保掛け目や担保の評価のあり方等について検討を継続していくこととしてはどうか。

3．債券レポ取引（現金担保付債券貸借、債券現先）～資金取引面から

劇的ではないにしても、各業態の中で債券レポの体制整備は徐々に進展している。T+0、T+1 決済の取引についても、特に T+1 取引については実績があり流動性が拡大傾向とされ、T+0 取引も限定的ながら対応可能となってきたと見られる。尤も、コール市場参加者との比較では、資金の出し手は信託銀行、都市銀行主体で地方銀行や生損保の参加は限定的な状況であることに大きな変化は見られない様子である。

T+0 決済の取引を含めた活性化に向けて、幹事より T+0 の 0/N 取引について 50 億円単位とする決済慣行の緩和、銘柄についての限定や、日中の取引スケジュール等事務効率面からの対応案を例示したが、アンケートでの意見では賛否両論であった。

また、債券レポレートについては、コールレートへの影響が嘗てより大きくなっていることもあり市場実勢情報に対するニーズが存在する。

【今後の課題】

- リスクアセットの抑制可能な有担保資金取引として T+0 決済を含めたレポ市場の機能向上を見据える必要がある。

➤ 債券レポ取引の指標レート

日本銀行公表の「集計レポレート」を参考としているとの回答がアンケートで多く見られたが、そのレート水準については、市場実勢との乖離を感じるとの意見も散見され見直しの余地が有りうるものと見られる。

4．金利先物取引等

(1) O I S（オーバーナイト・インデックス・スワップ）

利用しているという回答よりも、システム対応面の課題などから取組検討中との回答がアンケートで多く見られる。各月の金融政策決定会合に期間を合わせた取引が可能であるなど期間設定に対する商品柔軟性をもって、ヘッジ手段等での活用への期待も相応に見受けられる。

【今後の課題】

- 市場実勢レートが分かりにくいとの意見が散見され、市場参加者の広がりに合わせて市場情報インフラ面の充実が今後市場拡大への課題の一つと考えられる。

(2) 翌日物金利を対象とする金利先物

上場物であることから OIS に比べて取引の簡便性、透明性や時価評価の容易性などの優位性が挙げられており、市場創設への期待がアンケート回答で受取れる。OIS と同様ヘッジ目的での取組が考えられているが、OIS はスポットスタートのターム物や上記金融政策決定会合物などに特化すれば、翌日物金利先物との棲み分けは可能との見方がある。また、既存の3か月物金利先物と比べてきめ細かいヘッジニーズに対応可能との意見も見られた。

【今後の課題】

- 対象とする指標がどの市場となるかにより利用方法も異なってくる可能性があり、市場参加者ニーズの整理などのステップが考えられる。

以 上

(別紙1)

【平成18年度12月 短取研資料】

平成18年12月22日

短期金融市場の機能向上・活性化に向けたアンケート集約

ゼロ金利政策解除から5ヶ月余り経過し追加の政策金利引き上げに対する見通しについて市場で活発に議論されている。足元では、日本銀行のオペレーションもあり、コール市場等で特段混乱のない状況が続いていると見られるが、本研究会では機能回復が更に進展し活発な取引が行なわれるための検討に向けてアンケートを実施し、多くの貴重な意見が寄せられた。質問項目には、同じく本研究会で5月に実施した「円滑な資金の循環、取引活性化に向けたアンケート調査」のフォローアップも含まれている。以下、回答内容の概観を整理した。

1. 機能回復面の点検

クレジットラインの整備状況

- 資金の出し手については、ここ数ヶ月間に概ねクレジットライン見直しが実施される中、資金繰り担当者として支障がないとの認識が多数であり、5月のアンケート時点で伺っていたクレジットライン整備の一巡感がより鮮明となった。今後の見直しに際しては、取引の活発な外国銀行や地方銀行向けの整備が課題と見られる。
- 一方、資金取り手の受け止め方としては、自らへのクレジットラインの広がりを実感している先が多いものの、引き続き出し手に対して拡大方向での見直しへの期待が窺える。更なる拡大を期待する業態としては、都市銀行、地方銀行などが頻度多く挙げられているが、これらの業態は5月のアンケートでも期待する業態の上位に挙げられており、市場機能面で今後も継続的な見直しが期待される。

余剰日銀預け金の削減状況

- 余剰日銀預け金の削減は各市場参加者の取組を受けてかなり進捗しているとの評価となっている。これは、金利上昇により資金管理の精緻化インセンティブが高まったこと、午後の遅い時間帯の取引が相応に実施されており、日銀預け金残高の日々のコントロールを行ないやすい環境が出来てきたこと、積みの最終日に向けての残高調整に対する自信が徐々についてきたこと、などによるものと考えられる。
- 但し、一部にはまだ資金を「抱え込む」動きがあり、その影響が積み最終日近くになるとO/N金利などの振幅に現れるとの意見も散見される。

2 . 活性化に向けた論点

有担保コール

➤ 市場参加者の動向

- 出し手について量的緩和時代の資金の一部は、有担保コールより金利の高い無担保コール市場や債券レポ市場等への運用にシフトしたと見られる。その間、取り手については日銀オペに比べ低金利であることから利用が伸びているとの見方がある一方、市場全体の出し手金額が取り手金額を未だ1兆円以上上回っていることから取り手ニーズ掘り起しが課題との意見もある。

➤ 活性化に向けた整備のポイント

- 主として取り手と見られる業態の回答では、「担保掛け目の見直し」の議論を行っていくことへの賛同意見が多く見られるが、そのほとんどが「利便性を損なわない範囲」との条件付となっている。
- 一方、出し手の立場からは、活性化に向けた整備は取り手の拡大に結びつくことが望ましいとの意見が見られる。この点からすれば、「担保掛け目の見直し」も出し手のニーズに適う反面、掛け目の慣行が軽減された場合には、出し手のリスクが上昇するとの、ある意味当然な意見も見られる。

- 尚、「資金と担保の同時決済(DVP)」など決済慣行の見直しについては、運用・調達両サイドとも活性化に結びつくとの意見がある一方で、「担保への時価導入」については利便性が損なわれるとの意見や、そこまでの枠組を導入することにより、既にある債券レポ取引に移行していく可能性も指摘されており、出し手、取り手とも消極的である。
- これら、整備のポイントについては昨年度2月の有担保取引の整備に関する本研究会アンケート結果でも見られており、金利上昇を受けたこの数ヶ月間、市場参加者意見の方向性に大きな変化は見られない。

➤ 担保の種類

- 短資担保センターへの手形寄託残高の傾向を踏まえると、今後、より振込国債担保の傾向が強まるとの意見がある一方で、有担保コールのT+0決済の利便性を踏まえ、短資担保センターを利用した短資会社を相手先とする気配取引の拡大に結びつく担保の拡充を期待する意見も見られる。
- 現在主として利用されている手形や振込国債以外への担保拡大については、強いニーズは見られないが、短期社債や同様に証券保管振替機構を利用した地方債などが挙げられた。

債券レポ(現金担保付債券貸借、現先)

➤ 市場参加者の動向

- 各業態の中で、債券レポ取引を実施しているとの回答が見られ、劇的ではないにしても債券レポの体制整備は徐々に進展してきている。T+0、T+1決済の取引についても、特にT+1取引については実績があり流動性が拡大傾向とされ、T+0取引も限定的ながら対応可能となってきたと見られる。
- 尤も、コール市場参加者との比較では、資金の出し手は信託銀行、都市銀行主体で地方銀行や生損保の参加は限定的な状況であることに大きな変化は見られない様子である。

➤ 活性化に向けた整備のポイント

- 今後の活性化に向けて本アンケートで例示した 50億円単位とする決済慣行の緩和、銘柄についての限定や、日中の取引スケジュール等事務効率面からの対応案については賛否両論の意見が寄せられた。
- 短期金利上昇や債券価格変動幅の拡大が本格的な活性化の契機となるとの意見は当然ながら見られる。その他、コール市場等との比較において、事務対応コストを踏まえると、出し手の希望レートは高めであり、一方、取り手は有担保調達であるが故に低めを期待していることも活性化へのポイントと見られる。

➤ 債券レポ取引の指標レート

- 債券レポレートについては、コールレートへの影響が嘗てより大きくなっていることもあり市場実勢情報に対するニーズの存在が確認できた。その一つのツールとして、日本銀行公表の「集計レポレート」を参考としているとの回答が多く見られる。但し、そのレート水準については、市場実勢との乖離を感じるとの意見も散見される。
- 「**集計レポレート**」について寄せられた課題や改善案については以下のとおり。
 - ・ 報告対象がオペ先なので標本数が限られるほか、資金取り手の数が多くレートが低めに算出される傾向が一部見られる。
 - ・ 乖離はあるものの、G C取引は期間1ヶ月以内、S C取引は1週間程度の気配について、取引実勢値に近いとの印象あり。
 - ・ 細かい数値について、市場金利変動時などに感応度が低い。
 - ・ 指標レートとしての適否はその算出方法(単純平均)もあり、検討の余地あり。
 - ・ 日本証券業協会が同報告を引継ぎ、一定期間での取組額上位先に各社報告内容の開示を前提に報告を求めて集計する等の検討が必要。
 - ・ レポは短資会社のシェアが大きく、短資協会がコールと同様、集計・発表するのが良いのではないか。
 - ・ 最高・最低レートについても提示してほしい(レンジでの公表)。

有担保取引全般

有担保取引全般で、課題や将来像について寄せられた意見の主なものは以下の通り。

- 取引手サイドからすると、有担保コールは足許の調整を行う上で利便性が高く、また、現担レポはターム物取引として必要であり、両取引とも更なる拡大が望まれる。
- 有担保コールは安定的資金として機能している。金利上昇により有担保コール等での出し手も増加してくると見られ、少数でも取引が可能な市場を形成する必要性がある。
- 国債担保の有担保コールは、担保の時価評価など新たな枠組みを導入するのであれば、すでに同様の枠組みがあるレポ取引へと移行していくケースがあると考え。一方、国債担保以外の有担保コールについては、担保掛け目、信用リスク等の観点で、利便性に配慮しつつ、改良されていくと思料する。
- 各市場にその特質はあることは理解するが、エコノミクスが同質の商品については、なるべく市場が統一されるべき。
- 有担保取引では、物と金の決済が今まで以上に重要な課題となる。有担保コール市場での流動性を確保できるようなI T Cと同様のものはできないか。

ターム物取引

ターム物取引について寄せられた意見の主なものは以下の通り。

- コール市場でのターム物取引の出合いが薄く、活性化していくことに異論は見られない。マージンコール等リスク管理が整備されている債券レポ市場においてターム物取

引を拡充すべきとの意見もある。

- 金利上昇による運用機会の増加が出し手を促すとの見方はあるが、残念ながら積極的な活性化策についての意見は見当たらない。活性化していく上でのインフラ的側面として、メインプレーヤーによるマーケットメイク(継続的なオファー・ビット提示等)や、取引状況やオファー・ビット等の情報拡充が有効との意見がある。
- 日本銀行のオペ等との関連では、期間1か月超の資金供給オペが実施されている間ターム物取引活性化は難しい、補完貸付適用金利が市場金利対比相応に引き上げられれば、ターム物取引の約定も促進されるのではないかと、などの意見が見られる。
- 因みに、補完貸付適用金利とコール0/N金利との差が今後拡大しても、それは望ましい方向との意見が多い。その差の具体例としては25bp~100bpまで見られた。

金利先物取引等

- **OIS(オーバーナイト・インデックス・スワップ)**については、利用しているというよりも、システム対応面の課題などから取組検討中との回答が多く見られる。各月の金融政策決定会合に期間を合わせた取引が可能であるなど期間設定に対する商品柔軟性をもって、ヘッジ手段等での活用への期待も相応に見受けられる。但し、市場実勢が分かりにくいとの意見が散見され、今後市場拡大への課題の一つと考えられる。
- **翌日物金利を対象とする金利先物**については、上場物であることからOISに比べて取引の簡便性、透明性や時価評価の容易性などの優位性が挙げられており、市場創設への期待が現れている。OISと同様ヘッジ目的での取組が考えられているが、OISはスポットスタートのターム物や上記金融政策決定会合物などに特化すれば、翌日物金利先物との棲み分けは可能との見方がある。また、既存の3か月物金利先物と比べてきめ細かいヘッジニーズに対応可能との意見も見られた。

3. 総括

- 7月のゼロ金利政策解除による市場金利の上昇を受けて、市場参加者がクレジットライン整備を含め精緻な資金コントロールを目指した結果、日銀預け金余剰幅の縮減が進み、補完貸付に頼らない姿勢が多く見受けられるなど、市場機能の回復は進展していることが改めて確認できた。
- 一方、有担保取引市場では、金利上昇を受けて債券レポ市場で徐々に体制整備が進展しているものの、依然参加者が限定的であるとの指摘がある他、有担保コール市場でも依然出し手金額が取り手金額を上回っており、更に活性化していく必要性が見えている。
- 本研究会では、上記アンケート回答を踏まえた論点について議論・検討を進めていくが、その際は、有担保取引に関するテーマが中心となっていくものとする。

以上

【平成18年度12月 短取研での有担保取引等に関する意見交換の主な内容】

- 出し手残高が取り手残高を上回っており、出し手の立場から見ると、収益面などから取り手側の取引ニーズを掘り起こすことが必要である。
- 金利差がない中で、有担保取引から無担保取引に流れている状況が見られる。
- 市場参加者の顔ぶれに大きな変化が見られない状況が続くと市場が縮小してしまうのではないか。
- 取り手の立場から見ると、有担保取引には一定の利便性があり、使い勝手も良いと考えている。担保掛け目見直しなど、現状のリスク管理に合わせた見直しをそろそろ議論するタイミングではないか。
- 掛け目についてはリスク管理に沿った見直しが必要である。しかし、その方法・内容については決め手がないのが現状である。
- 出し手の立場から見ると、金利水準及びリスク管理の観点から債券レポに、よりメリット感があり、T+0の債券レポ市場の発展が望ましい。
- 現況では、実際に、すべてT+0のレポ取引で行おうとしても現実的ではなく、有担保取引の有用性は継続することから、時間軸の違いを考えると、有担保コール取引について見直していくことは有意である。
- 一方で掛け目の見直しは、活性化の根本的な解決にはならないとの意見もあり。
- 有担保コール取引では、担保掛け目より決済面での対応が課題である。日銀ネット国債系のようにITC機能を利用した決済が行われることが望ましい。
- 現在の低金利の状況が変化すれば、取引環境も変わり、おのずとニーズの高い有担保コール市場が見えてくるのではないか。有担保取引を使わざるを得ない参加者がある限り、市場としてなくなることはない。
- 本件を検討するには、有担保取引の見直しを進めていくことについて参加者が共通認識を持つことが必要なのではないか。
- 出し手の立場から、取り手の拡大が必要との意見があることから、研究会として話し合っていくことが自然な姿ではないか。その際、取り手と出し手両方の立場の議論を合わせて一度に行おうとすると議論が進みにくいと思われ、取り手増加に向けてまず取り手の立場での議論から始めることでは如何か。
- 将来的に、レポ取引の議論をレポ研(債券現先取引等研究会)等と協働して行うとした場合にも、本研究会で有担保取引の議論を進めておく必要があると考える。

以上

【平成 18 年度 1 月 短取研資料】

平成 19 年 1 月 24 日

有担保コール取引のバーゼル における取扱いについて

短取研幹事

(* 本資料は平成 18 年 3 月 27 日時点での金融庁告示に即して記述しております。)

2007 年 3 月末から実施されるバーゼル においては、有担保コール取引に関する信用リスク・アセットの算出方法が、現行から変更となる。主な変更点は資金の出し手だけでなく取り手も信用リスク・エクスポージャーを認識、計測することが求められる点。以下では、告示に則って、主なポイントを整理する(本資料は参考資料であり、ご利用の際は、告示および Q&A をご確認ください)。

1. 資金の取り手

(1) エクスポージャーの認識

- ・ 借入額を上回る担保差入れ部分(超過担保)が新たにエクスポージャーとして認識される(標準的手法採用行: 78 条 1 項 10 号、内部格付手法採用行: 157 条 4 項)。
- ・ 告示上、「有価証券による担保の提供」については、担保差入れ額をエクスポージャーとして認識した上で、「信用リスク削減手法」に基づき借入金を当該エクスポージャーに対する担保として差し引く(標準的手法採用行: 88 条、内部格付手法採用行: 156 条 3 項で「6 章 5 節 3 款に規定する包括的手法」と規定し 88 条を準用)という形になっている(この結果として、超過担保部分がエクスポージャーと認識される)。

(2) エクスポージャーの計算の仕方

- ・ 採用する手法により、計算方法が異なる。
- ・ 標準的手法(簡便手法^{注1})の場合: $\text{エクスポージャー} = \text{担保の額} - \text{借入額}$
 - 簡便手法の場合は、担保差入れ額をエクスポージャーとして認識した上で、調達した資金(現金)で担保される額はリスク・ウェイト 0% に置き換えられる(116 条 5 号イ)ため、実質的に、担保の額と借入額の差額がエクスポージャーとして認識される。

- 信用リスク・アセットの計算上の担保の額は、国債の場合は時価、手形の場合は額面となる。
- ・ 標準的手法（包括的手法^{注2}）の場合：
 - エクスపోージャー = 担保の額 × (1 + ボラティリティ調整率) - 借入額
 - 担保の額については、簡便手法と同様。
 - 国債のボラティリティ調整率は、担保を毎営業日に時価評価し、保有期間を10営業日とした場合には、残存期間に応じて0.5%～4%（94条1項）。ボラティリティ調整率は時価評価の間隔や保有期間に応じて調整される（100条）。
 - 「手形については、ボラティリティ調整は不要、短期国債については、ボラティリティ調整後の担保の額は額面を上限とする」ことが認められる方向。
- ・ 内部格付手法の場合： 標準的手法（包括的手法）の場合に準ずる。

(3) リスク・ウェイト（標準的手法の場合）

- ・ 信用リスク・アセットは、(2)のエクスపోージャーに取引先に応じたリスク・ウェイトを乗じて算出する。

- ・ 本邦金融機関は一律20%（63条、64条）。
 - 金融庁では、「契約当初の満期が3ヵ月以内の国内におけるコール取引（コールローンおよびコールマネー）は短資業者の介在の有無に拘らず全て、リスク・ウェイトを20%とする」旨のQ&Aを作成する方向で検討中。

(4) 短資取引担保センターに寄託している担保の取扱い

- ・ 短資取引担保センターに寄託しているだけで、有担保コール取引の担保として使用していない手形等は、資金の取り手のエクスపోージャーとして認識しない。
 - 短資取引担保センターへの寄託によって同センター向けのエクスపోージャーは生じない。したがって、同センターに寄託しているだけで担保として使用しない場合には、エクスపోージャーとして認識しない。
 - 担保として使用する場合には、(1)～(3)によりエクスపోージャーとして認識する。

2. 資金の出し手

(1) エクスポージャーの認識

・ 国債は適格金融資産担保となるが、手形は適格金融資産担保とはならない（現行どおり）。

- ・ 国債担保については、告示上の「信用リスク削減手法」として利用可能（担保相当分を控除してエクスポージャーを算定）。
- ・ 手形担保については、適格金融資産担保（標準的手法採用行、内部格付手法採用行に共通）として担保効果を勘案することはできない（現行どおり）。

(2) 国債担保の場合のエクスポージャーの計算の仕方

・ 採用する手法により、計算方法が異なる。

・ 標準的手法（簡便手法^{注1}）の場合： $\text{エクスポージャー} = \text{貸出額} - \text{担保価額}$

- 簡便手法の場合は、貸出額をエクスポージャーとして認識した上で、国債で担保される額（ただし、担保価額は時価の80%まで）はリスク・ウェイト0%に置き換えられる（116条5号ロ）ため、実質的に、貸出額と担保価額の差額がエクスポージャーとして認識される。
- 例えば、資金の出し手が、時価および額面が110億円の国債を担保に100億円の資金を貸し出した場合、現行ではエクスポージャーは認識されないが、バーゼルにおいては、担保は88億円（=110億円×80%）までしか勘案できなくなるため、12億円（=100億円 - 88億円）がエクスポージャーとなる。リスク・ウェイトは20%なので、信用リスク・アセットは2.4億円（=12×20%）となる。

・ 標準的手法（包括的手法^{注2}）の場合：

$\text{エクスポージャー} = \text{貸出額} - \text{担保の額} \times (1 - \text{ボラティリティ調整率})$

- 担保の額については、1.(2)と同じ。
- ボラティリティ調整率については、担保を毎営業日に時価評価し、保有期間を10営業日とした場合には、残存期間に応じて0.5%～4%（94条1項）。ボラティリティ調整率は時価評価の間隔や保有期間に応じて調整される（100条）。

- ・ 内部格付手法の場合： 標準的手法（包括的手法）の場合に準ずる。

(3) リスク・ウェイト（標準的手法の場合）

1. (3)と同じ。

(注1) 簡便手法とは、エクスポージャーのリスク・ウェイトを担保となる資産(適格金融資産担保)のリスク・ウェイトに置き換えることにより、信用リスク削減効果を勘案する手法。国債担保の場合、信用リスク削減効果を勘案する部分のリスク・ウェイトが0%となる。よって、厳密にはエクスポージャーが減少する訳ではないが、例えば2.(2)では説明を簡素化するため、「エクスポージャー = 貸出額 - 担保価額」と表現した。

(注2) 包括的手法とは、信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額(E^*)を次の計算式により認識する方法(91条)。

$$E^* = E \times (1 + H_e) - C \times (1 - H_c - H_{fx})$$

E : エクスポージャーの額

H_e : 資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

C : 適格金融資産担保の額

H_c : 適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率

H_{fx} : エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

有担保コールの資金の取り手の場合は、 $H_c = H_{fx} = 0$ 、資金の出し手の場合は、 $H_e = 0$ となる。

以上

【参考1】パーゼル 告示（金融庁告示第十九号）の関連条文

（オフ・バランス取引の与信相当額）

第七十八条 標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額<中略>に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

掛目 (パーセント)	オフ・バランス取引の種類	備考
(略)	(略)	(略)
百	七~九 (略) 十 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	

2 (略)

（オフ・バランス取引の担保）

第八十八条 標準的手法採用行は、第七十八条第一項第十号に規定する取引において、有価証券の貸付に際して受入れた担保資産、現金若しくは有価証券による担保の提供において担保提供の原因となっている借入資産、買戻条件付資産売却における売却代金又は売戻条件付資産購入における購入資産が次条又は第九十条に掲げる資産である場合には、これを担保として扱うことができる。

【 内部格付手法採用行については、156条3項で「6章5節3款に規定する包括的手法」と規定し88条を準用。】

（所要自己資本の額の計算）

第九十一条 標準的手法採用行は、包括的手法を使用する場合、信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額（以下「信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額」という。）を、ボラティリティ調整率（エクスポージャー又は適格金融資産担保の価格変動リスクを勘案してエクスポージャー又は適格金融資産担保の額を調整するための値をいう。以下同じ。）を用いて次の算式により算出しなければならない。

$$E^* = E \times (1 + H_e) - C \times (1 - H_c - H_f x)$$

E*は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

Eは、エクスポージャーの額

H_eは、エクスポージャーが第七十八条第一項第十号に規定する与信相当額である場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

Cは、適格金融資産担保の額

Hc は、適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率

Hfx は、エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十四条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整(エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)を行っており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付けその他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラティリティ調整率	
		特定の発行体の場合(パーセント)	特定の発行体以外の場合(パーセント)
信用リスク区分が1 - 1、2 - 1、4 - 1若しくは5 - 1の場合又は第八十九条第三号の条件を満たす場合	一年以下	〇・五	(略)
	一年超五年以下	二	(略)
	五年超	四	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 特定の発行体とは、中央政府等(中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。) 我が国の地方公共団体及び我が国の政府関係機関をいう。

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
(略)	(略)
適格金融資産担保以外の資産(当該資産について第七十八条第一項第十号に定める与信相当額を算出する場合又は第九十条ただし書の定めるところによりレポ形式の取引について第八十九条各号及び第九十条各号に掲げるもの以外の資産を用いる場合に限る。	二十五パーセント

以下同じ。)	
--------	--

- 2 標準的ボラティリティ調整率を用いる標準的手法採用行が、エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率は、八パーセントとする。

(ボラティリティ調整率の調整)

第百条 適格金融資産担保付取引に包括的手法を用いる場合、標準的手法採用行は、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整及び担保額調整又は時価評価の頻度によるボラティリティ調整率の調整を行わなければならない。

- 2 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間が、第一号イから八までに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間(以下「最低保有期間」という。)に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれにおいて定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの 五営業日

ロ その他資本市場取引(適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。)のうち担保額調整に服しているもの 十営業日

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

- 二 「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整」を行うための式は、次に定めるものとする。

$$H_M = H_N \sqrt{\frac{T_M}{T_N}}$$

H_M は、当該取引に適用される最低保有期間の下で、毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っている場合に適用されるボラティリティ調整率(以下同じ。)

T_M は、前号に定める最低保有期間(以下同じ。)

H_N は、調整対象となるボラティリティ調整率

T_N は、 H_N を算出するために用いた保有期間

- 3 第一項に定める「担保額調整又は時価評価の頻度によるボラティリティ調整率の調整」は、次の式を用いて行うものとする。

$$H = H_M \sqrt{\frac{N_R + (T_M - 1)}{T_M}}$$

H は、当該取引に適用すべきボラティリティ調整率

N_R は、前項第一号イ若しくはロの取引の担保額調整又は同号八の取引の時価評価の間隔（営業日数）

第四款 簡便手法

（前提条件）

第百十四条 標準的手法採用行は、適格金融資産担保について簡便手法を用いる場合、次の条件を満たさなければならない。

- 一 エクスポージャーの残存期間が、当該適格金融資産担保の残存期間を超えていないこと。
- 二 当該適格金融資産担保が、少なくとも六月に一回以上再評価されること。

（計算方法）

第百十五条 簡便手法においては、標準的手法採用行は、エクスポージャーの額のうち信用リスク削減手法の適用されている部分について、取引相手に対するリスク・ウェイトに代えて、担保となる資産のリスク・ウェイトを適用する。ただし、次条に掲げる場合を除き、リスク・ウェイトは二十パーセントを下回らないものとする。

（二十パーセント・フロアの適用除外）

第百十六条 適格金融資産担保付取引が次の各号に掲げるものである場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

- 一 第一条に該当するレポ形式の取引であるとき。 零パーセント
 - 二 レポ形式の取引であって、取引相手が中核的市場参加者に該当しないことを除き第一条の条件を満たすとき。 十パーセント
 - 三 派生商品取引に係るエクスポージャー（カレント・エクスポージャー方式を使用する場合に限る。）と担保が同一の通貨建てであり、かつ、標準的手法採用行が毎営業日に時価評価を行っている場合において、現金又は自行預金が担保であるとき。 零パーセント
 - 四 前号に規定する場合において、中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券が担保であり、かつ、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが零パーセントのとき。 十パーセント
 - 五 エクスポージャーと担保が同一の通貨建てであり、かつ、次のイ又はロに該当するとき（レポ形式の取引又は派生商品取引である場合を除く。）。 零パーセント
- イ 担保が現金又は自行預金であること。
- ロ 担保が中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券であって、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが零パーセントであり、かつ、担保価額を時価の八十パーセント以下としていること。

（事業法人等向けエクスポージャーの LGD）

第百五十六条 先進的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いる LGD は、当該事業法人等向けエクスポージャーについてデフォルト時に生じる経済的損失額の EAD に対する割合を百分率で表した推計値とす

る。

2 基礎的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いる LGD は、四十五パーセントとする。ただし、劣後債権の場合は、七十五パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャーに適格金融資産担保が設定されている場合は、法的に有効な相対ネットリング契約下にあるレポ形式の取引に関する場合を除き、基礎的内部格付手法採用行は、次に掲げる算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

$$\text{LGD} = 45 \text{ パーセント} \times (\text{第六章第五節第三款に規定する包括的手法に基づいて信用リスク削減手法の効果を勘案した後の事業法人等向けエクスポージャーの額}) / (\text{当該事業法人等向けエクスポージャーの額})$$

4 ~ 5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第百五十七条 (略)

2 (略)

3 先進的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目の EAD は、信用供与枠の未引出額に掛目の自行推計値を乗じた額をいう。ただし、基礎的内部格付手法採用行において百パーセントの掛目が適用される場合は、掛目として百パーセントを乗じた額をいう。

4 基礎的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算定に用いるオフ・バランス資産項目の EAD は、次に掲げる場合を除き、信用供与枠の未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に第七十八条に掲げる掛目を乗じて得た額をいう。ただし、信用供与枠を提供する約束がある場合は、内部格付手法採用行は、適用可能な掛目のうち低い方を適用するものとする。

一 融資枠契約、NIFs (Note Issuance Facilities) 及び RUFs (Revolving Underwriting Facilities) の掛目は七十五パーセントとする。ただし、任意の時期に無条件で取消し可能な場合又は債務者の信用力の悪化に伴い自動的に取り消し得る場合は、零パーセントとする。

二 任意の時期に無条件で取消し可能な事業法人等向けの当座貸越枠の未引出額又はその他の信用供与枠の未引出額の掛目は、零パーセントとする。

5 (略)

【参考2】有担保コール取引の担保の種類および掛け目

種類	担保価額
超長期国債	取引金額に対し額面で10%増し
長期国債	" 10%増し
割引国債	" 40%増し
中期国債	" 10%増し
短期国債（T B F B）	" 3%増し
金融債	" 20%増し
世銀債	" 20%増し
その他の公社債	" 20%増し
円貨手形	" 25%増し
外貨手形（円換算後）	" 25%増し
短資取引株式預り証	" 0%増し
日銀売出手形	" 0%増し

【平成 18 年度 2 月 短取研資料】

平成 19 年 2 月 22 日

有担保コール取引市場慣行の見直しについて（案）

1. 趣旨

平成 19 年 3 月期からのバーゼル 実施という制度変更を受けた、資金の出し手、取り手のリスクバランスの公平化（平準化）、これによる市場取引の円滑化、担保効率の向上による資金の取り手の増加、市場活性化

2. 見直し事項

(1) 担保掛目（取引金額に対する担保の額面金額）

種類	担保価額（旧）	担保価額（新）
超長期国債（15年、20年、30年）	10%増し	同左
長期国債（10年）	10%増し	7%増し
中期国債（2年、5年）	10%増し	3%増し
短期国債（TB、FB）	3%増し	1%増し

上記以外の担保種類については、現行どおり

担保価額に関して状況変化が生じた場合には、別途取引当事者の合意による。担保割れ銘柄(*)については、出し手の承諾なく担保として利用しないものとする。

(*)担保割れ銘柄とは、「差入担保銘柄の時価×掛目」が取引金額を下回る銘柄のことをいう。

(例) 新担保掛目をを用いた場合、時価 99.00 の短期国債は担保割れ銘柄となる。

差入担保銘柄の時価 99.00 × 短期国債担保掛目 101% = 99.99 < 取引金額 100

(2) 担保割れ銘柄に関する情報（新たな取組み）

短資協会ホームページに「担保価額参考値」を日々掲載。

(3) 市場慣行見直しの頻度

見直し時期	旧	新
定期的		年 1 回
随時		政策金利変更時など

尚、来年度については、枠組改訂直後ということもあり、半年後を目処に市場慣行見直しの要否を検討。

3. スケジュール案

- ・ ~ 2/2 (金) 原案作成・各短取研委員(各業態)へ送付
 - ・ ~ 2/13 (火) 各業態内での検討・意見集約・短取研幹事への連絡
-
- ・ 2/22 (木) 2月短取研・・・
市場慣行見直し案了承予定
「インターバンク市場取引要綱」改訂に関するお知らせ案了承予定
 - ・ 2/23 (金) 「インターバンク市場取引要綱」改訂に関するお知らせ掲載予定
(短資協会ホームページ)
 - ・ 3/19 (月) 担保掛目変更実施予定日
「インターバンク市場取引要綱」改訂版掲載予定
(短資協会ホームページ)

以上

次世代 R T G S 後の市場慣行

< 暫定版 >

平成 1 9 年 3 月

短期金融市場取引活性化研究会

目 次

	頁
．はじめに	1
．基本的な考え方	1
．次世代 R T G S 後の市場取引に関する慣行	2
1 ．「当座勘定（同時決済口）」を決済口座として利用する取引	
(1) 市場取引	
(2) 市場取引以外の取引	
2 ．コール取引に関する慣行	
(1) 返金先行	
(2) 約定後 1 時間以内の資金決済	
(3) 返金を前提とした資金放出の取扱い	
(4) 支払指図取消の取扱い	
(5) 決済口座種類相違時の取扱い	
(6) 「優先」指定の取扱い	
(7) コール取引における「当座勘定（同時決済口）」の利用時間	
(8) 利用終了時刻に遅延した支払指図の取扱い	
(9) 資金決済時刻等の確認	
(1 0) 利用する決済口座種類の特定	
(1 1) 決済口座種類特定について利用時間延長日の取扱い	
(1 2) 先日付の取引についての取扱い	
3 ．N C D 取引に関する慣行	
(1) 決済時間	
(2) 支払指図取消の取扱い	
(3) 決済口座種類相違時の取扱い	
4 ．コール取引以外について共通の慣行	
(1) 「優先」指定の取扱い	
．<最終版> 策定に向けた課題	5

. はじめに

- 日銀当預決済について、平成 13 年（2001 年）1 月にそれまでの時点ネット決済から R T G S に全面移行したが、その後の環境変化を踏まえ、日本銀行は平成 18 年（2006 年）2 月に次世代 R T G S 構想の具体化に着手する旨公表した。同年 6 月以降、「次世代 R T G S プロジェクト通信」等による情報提供を経て、同年 12 月に第 1 期対応（2008 年度中を目処）にかかる日銀ネットの具体的仕様が示された。
- 本研究会では、現行 R T G S 下のコール取引等市場慣行を取り纏めているが、次世代 R T G S 後も市場が円滑に機能すべく、市場参加者行動のあり方について検討を進め、平成 18 年 9 月に、基本的な考え方や市場慣行骨子を中心に中間取り纏めとして整理した。
- その後、具体的な検討を進め、以下の通り、第 1 期対応の平成 18 年度取り纏めを行なった。本内容は、現行の市場慣行をベースとして、日本銀行から公表された情報を踏まえ必要な検討を行なったものであるが、今後予定されている総合運転試験等への対応や結果などを踏まえ平成 19 年度以降も修正・追加されていく可能性もあり、暫定版の位置付けである。また、本稿は、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

. 基本的な考え方

- 次世代 R T G S では日銀当座預金に「当座勘定（同時決済口）」が設けられ、流動性節約機能が導入される。当該機能を効果的に活用するには、広範な参加者が「当座勘定（同時決済口）」を通じて、市場取引を含めた幅広い大口資金の決済を行なうことが望ましい。
- 「当座勘定（同時決済口）」で決済が予定されている市場取引、外為円決済取引（第 1 期対応）および大口内為取引（第 2 期対応）の中で、市場取引は 1 件当たりの金額が比較的大きいことが想定される。最終資金繰りへの影響に鑑み、市場取引を迅速且つ優先的に決済することが望ましい。
- R T G S の下での決済の円滑な進捗を図る（= 未決済残高の積み上がりによる決済の進捗遅延を回避する）とともに、システムの安定運行確保の観点からも、指図投入前（典型的には始業時）には、必要な流動性を予め用意しておく（「当座勘定（通常口）(*1)」から「当座勘定（同時決済口）」に所要の流動性を振替えておく）ことが適当。

(*1)正式には単に「当座勘定」。

．次世代RTGS後の市場取引に関する慣行

1．「当座勘定（同時決済口）」を決済口座として利用する取引

（1）市場取引

後掲「当座勘定（通常口）、或いは、当座勘定（同時担保受払時決済口）で決済する取引」に該当しない市場取引(*2)については、原則、「当座勘定（同時決済口）」にて決済する。

(*2)具体的には、コール取引（無担保コール、有担保コール、日中コール）、NCD取引、証券決済に関連するDVP以外の資金決済（短期社債（非DVP）、一般債券（非DVP）、貸借マージンコール、ペアオフネットティング資金尻、店頭オプション取引プレミアム等）など。

（2）市場取引以外の取引

市場取引以外の取引(*3)の決済についても、可能な限り「当座勘定（同時決済口）」にて決済することが望ましい。

(*3)本研究会の検討の対象範囲を越えている可能性があるが、最終的には資金繰り運営や短期金融市場取引に影響が及ぶことに鑑み、考え方を示すもの。

「当座勘定（通常口）」、或いは、「当座勘定（同時担保受払時決済口）」で決済する取引

- ・日本銀行、政府が相手方となる資金取引（現金の受払、金融市場調節に関する資金取引、国債の発行にかかる資金の払込、国庫金の受払、日本銀行から預り金勘定の開設を受けている外国中央銀行等にかかる資金取引等）
- ・手形交換所、全銀システム（第2期対応以降は内為取引の小口分）、東京金融先物取引所の受払尻
- ・逆引取引
- ・国債DVP代金（国債DVP同時担保受払機能の利用の有無に関わらない）
- ・振替社債等（一般債、電子CP、投信）DVP代金
- ・ほふりクリアリング、日本国債清算機関、日本証券クリアリング機構にかかる資金取引

2．コール取引に関する慣行

（1）返金先行（現行慣行を踏襲）

資金の取り手は午前9時以降直ちに可能な限りの返金（支払）を行い、遅くとも午前10時までに返金（資金決済）する。左記を可能とするため、支払指図の投入は午前9時以降直ちに可能な限り行なう。

(2) 約定後 1 時間以内の資金決済 (現行慣行を踏襲)

資金の出し手は、当日決済取引の場合、約定から決済まで原則 1 時間以内にかつ速やかに
行うこととする。左記を可能とするため支払指図の投入は後掲「(3) 返金を前提とした
資金放出の取扱い」を除き、決済時刻 (*4) までの間に可能な限り速やかに行なう。

(*4) 本慣行での「決済時刻」は、遅くとも決済が完了する時刻のこと。以下同様。

(3) 返金を前提とした資金放出の取扱い

市場取引について可能な限り速やかに指図投入を行なうという原則の下で、返金を前提と
した資金放出については、着金に代えて、待ち行列に返金の指図が待機した段階で指図投
入する取扱いとする。待ち行列に待機することなく、即座に着金した場合は、着金後速や
かに指図投入を行なう。

(4) 支払指図取消の取扱い

正しく投入された支払指図については取り消さない。

待ち行列に待機する支払指図取消時には、資金受取側に連絡をする。但し、待ち行列へ
の待機という状況に鑑み、相手先への連絡は取消の実行と同時並行的に行なうことを妨
げない。尚、待機指図が取り消された場合には、仕向先、被仕向先に対しその旨通知さ
れる。

(5) 決済口座種類相違時の取扱い

決済口座種類の錯誤により「当座勘定 (同時決済口)」に投入された支払指図への対応と
して、待ち行列待機時は前掲 (4) - の取扱いとする。

上記 において着金後、或いは、同様の錯誤により「当座勘定 (通常口)」に投入された
支払指図への対応としては、資金受取側の了承を前提として、そのまま正当に着金したも
のとする取扱いを可能とする。

(6) 「優先」指定の取扱い

できるだけ返済の優先度合いを高めるとともに、待ち行列での待機状況の確認を容易とす
るため、コール取引 (無担保コール、有担保コール、日中コール) を「優先」指定する (*5)。

(*5) コール取引内で更なる「優先」指定対象の絞込みは行なわない。

(7) コール取引における「当座勘定 (同時決済口)」の利用時間

コール取引を決済するための「当座勘定 (同時決済口)」利用時間については、日本銀行
の設定する同口座利用時間通りとする。

- 通常日 : 9 時 ~ 16 時 30 分
- 為替延長日等 : 繰下げられた「当座勘定 (同時決済口)」の利用終了時刻迄 (*6)

(*6) 内国為替決済処理開始時刻が 30 分または 60 分繰下げられる場合には、「当座勘定 (同

時決済口)」への支払指図入力締切時刻が同幅繰下げられる（月末日等予定されていた日銀ネット延長日には、同時間スライドする形で同口座の利用可能時間も延長される）。

(8) 利用終了時刻に遅延した支払指図の取扱い

「当座勘定（同時決済口）」で決済する予定で約定した取引を16時30分（通常日）までに決済できなかった場合(*7)には、「当座勘定（通常口）」にて資金の受渡を行なうことになる。この場合、事前に相手方の了承を得る取扱いとする。

(*7)「当座勘定（同時決済口）」の利用終了時刻に待機指図が待ち行列に待機している場合には、システムが自動的にこれを取り消して、自動取消済通知が送信される（自動取消処理（最終））。また、「当座勘定（同時決済口）」利用終了時刻に、同口座に残高がある場合には、システムが自動的に「当座勘定（通常口）」への振替を行い、自動振替済通知が送信される（自動振替処理）。

「次世代RTGSプロジェクト通信第2号(2006年10月13日)」別紙(「次世代RTGS(第1期対応)仕様案(6月13日版)」に対するコメント及び回答)の自動取消、自動振替に関する項目(3頁)において、「当座勘定（同時決済口）」では、当座勘定（ITC口）と異なり、入力締切時刻までに必ず残高をゼロにする必要はありません」との回答。

(9) 資金決済時刻等の確認（現行慣行を踏襲）

決済の安定性維持の観点から、約定時刻および決済時刻の確認を行う。

(10) 利用する決済口座種類の特定

コールは原則「当座勘定（同時決済口）」で決済するが、約定の際、フロント担当者が決済時刻を確認することにより、利用する決済口座種類が特定される>(*8)。

「当座勘定（同時決済口）」利用可能時間内に、例外的に「当座勘定（通常口）」を利用する場合はその旨確認する。

(*8)約定時に確認した当該取引の決済時刻が、「当座勘定（同時決済口）」の利用終了時刻（通常日：16時30分）の前後によって自動的に特定される取扱いとする。

決済時刻により特定される利用決済口座

「当座勘定（同時決済口）」	「当座勘定（通常口）」
9:00	16:30(通常日)

(11) 決済口座種類特定について利用時間延長日の取扱い

通常日と同様、確認要否の時間帯は設定しない。延長後の利用終了時刻の前後により利用決済口座種類が特定される取扱いとする（延長時間分スライドする）。

(12) 先日付の取引についての取扱い

延長日も含め、当日取引に準ずる。

3. NCD取引に関する慣行

(1) 決済時間（現行慣行を踏襲）

スタート日は13時から15時までに決済を行い（以下当預時間帯決済）、エンド日は手形交換所決済（12時30分即時）もしくは、当預時間帯決済にて行なう。当預時間帯決済について、14時頃までには決済を完了させるような運用が望ましい。

当預時間帯決済は「当座勘定（同時決済口）」を利用して行なう。（手形交換所決済は「当座勘定（通常口）」にて行なわれる。）

(2) 支払指図取消の取扱い

前掲コール取引に関する慣行2 - (4) に準ずる。

(3) 決済口座種類相違時の取扱い

前掲コール取引に関する慣行2 - (5) に準ずる。

4. コール取引以外について共通の慣行

(1) 「優先」指定の取扱い

コール取引以外の市場取引については、コール取引とは異なり恒常的な「優先」指定の対象とはしないが、仕向先（支払側）の判断により都度「優先」指定することを妨げない。市場取引以外の取引(*9)についても、仕向先（支払側）の判断により都度「優先」指定することを妨げない取扱いが望ましい。

(*9)本研究会の検討の対象範囲を越えている可能性があるが、最終的には資金繰り運営や短期金融市場取引に影響が及ぶことに鑑み、考え方を示すもの。

・ <最終版>策定に向けた課題

- ・ NCD取引について当預時間帯決済を含めた適切な決済時間についての更なる検討。
- ・ 総合運転試験等への対応や結果などを踏まえた見直し、追加。 等

尚、始業時などに「当座勘定（同時決済口）」に確保する所要流動性の水準については、外為円決済も含めた総合運転試験等を通じて各市場参加者が見極めていく。

以 上

市場運営に関する日本銀行への要望事項

項番	要望事項	備考（具体的ニーズ・背景・効果等）
【オペ・担保関連】		
	買現先オペなど国債系オペにおける対象銘柄の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15 年変動利付国債、物価連動国債について国債買現先オペ、国債買入オペの対象化を検討願いたい。特に 15 年変動利付国債については発行量が多くなっている状況に鑑み昨年度に引き続き要望するもの。本要望の実現は円滑な市場運営にも資するものとする。 ・ 短期国債買切オペについては発行日前の銘柄が対象化されている。国債買現先オペについても、短期国債および中長期国債の発行日前の銘柄について、対象化を検討願いたい。本要望の実現は資金の効率的な配分に繋がり、市場での円滑な資金の巡りに寄与することが期待できる。
	オペ対象先選定の募集時期の統一	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、日銀オペに関する対象先選定の時期が種類によって異なる。特に、決算期末以降に自己資本に影響を与える事象の発生等あった場合は作業負荷が増大するため、同一時期（例えば決算発表後の 7-8 月等）に全オペ先の選定を実施するなど募集時期について検討願いたい。
	決済の階層構造化実現に向けた預り口からの共通担保差入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債系オペに係る決済事務の委託可能化については平成 17 年 5 月に実現されている。平成 18 年 3 月の量的緩和政策解除以降、従来を上回る補完貸付の利用が見られるが、預り口からの共通担保差入が可能となることにより、決済事務の外部委託者が補完貸付を利用する際などに一層の業務効率化が図られることから、昨年度に引き続き要望するもの。
【日銀ネット・システム関連】		
	日本銀行ホームページに掲載される日本銀行金融ネットワークシステム利用細則等への通知番号(日銀業 号)の掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 17 年 5 月より日本銀行金融ネットワークシステムの利用細則に係る改正通知などのホームページへの掲載が実現されているが、配布書面との突合事務を容易とするため、書面と同様に通知番号も記載して頂くことによる更なる利便性の向上について検討願いたい。

次世代RTGSに関する前広な情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年6月より発行されている「次世代RTGSプロジェクト通信」を含め、引き続き、市場関係者への前広な情報の提供を要望するもの。
---------------------	---

【その他】	
国庫金振込の取扱いについて、振込時間の更なる繰上げ、或いは、振込金額の事前情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年5月に、従前の午後3時頃から午後1時50分頃へと振込時間の繰上げが実現されたところではあるが、精度の高い資金繰り実現による効率的な資金配分の必要性が高まっており、更に早期の入金（午前中であれば望ましい）或いは、振込金額の事前情報提供について検討願いたい。特に、後者の事前情報提供についてのニーズが高い。本要望実現により、コール市場等の活性化にも繋がるものとする。 <p>平成16年度要望の際は、「日本銀行は、個々の財政資金の振込にかかる情報を事前に承知していないため、それを事前にお知らせすることはできません。」との回答を受けているが、政策金利引き上げが実施されたことを機に再度要望するもの。</p>
短期金融市場等に関する公表についての拡充	<ul style="list-style-type: none"> 以下の短期金融市場に関連する公表につき開始や拡充を検討願いたい。 <ol style="list-style-type: none"> ターム別取引状況の公表拡充（「コール市場残高」など） 日銀当座預金の業態別残高の定期的公表（例えば、月次など） 現在、午前9時20分頃に公表されている準備預金残高見込みの公表時間前倒し。 <p>本要望の実現は、政策金利引き上げ後のコール市場でのターム物取引活性化や市場参加者の資金繰り運営効率化に資するものとする。</p>

以上

平成 18 年度短取研メンバー

金融機関名	役職名	氏名
三菱東京 UFJ 銀行	円貨資金証券部担当次長	平木 伸尚
みずほ銀行 (～9月)	総合資金部資金チーム次長	米津 隆史
三井住友銀行 (10～1月)	市場営業統括部企画グループ 上席部長代理	石津 政幸
(2月～)	市場営業統括部担当次長	大木 盛義
東邦銀行	市場金融部総合資金課調査役	遠藤 利夫
住友信託銀行 (～11月)	マーケット資金事業部門財務ユニット 主任調査役	渡部 公紀
(12月～)	マーケット資金事業部門財務ユニット 主任調査役	土師 良秀
豊和銀行	東京事務所副所長	野崎 浩一
JP エルガソチエス銀行	国際資金部長	川村 真
農林中央金庫	資金為替部部長代理	古屋 正樹
信金中央金庫	市場運用部短期資金グループ 次長	紺野 剛
大和証券投資信託委託	トレーディング部 部長兼金融市場トレーディング課長	橋口 良徳
野村證券	資金部リクイティ・マネジメント課長	花田 雅一
第一生命保険	債券部資金債券グループ 課長	野村 裕之
あいおい損害保険 (～6月)	財務管理部財務業務グループ 資金チーム課長	大原 久明
東京海上日動火災保険 (7月～)	投資部債券投資グループ 課長	鈴木 達朗
上田八木短資	執行役員インターバンク営業部長	山本 徳隆

(オブザーバー)

日本郵政公社	郵便貯金事業本部財務・資金管理部 担当部長	織田 善則
東京金融先物取引所	市場営業部市場グループ 調査役	大澤 紘彦